

令和8年2月25日（水）
東北総合通信局主催
「防災セミナー」資料



災害時における通信の確保について

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部
安全・信頼性対策課長 北神 裕

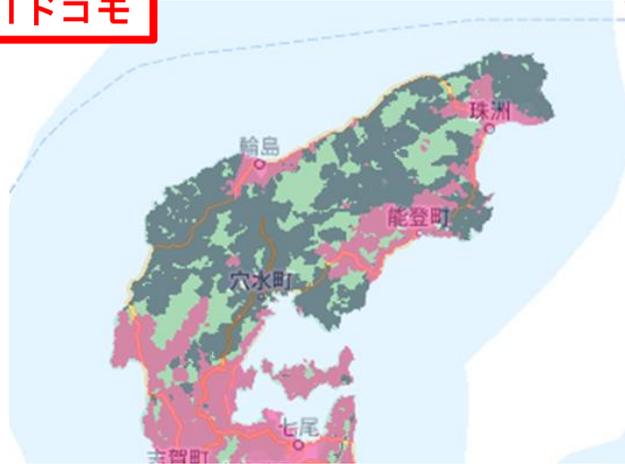
Introduction

- 通信は、被災者の方々が被災状況を伝えるため、また、災害対応機関どうしが必要なやりとりをするため、平常時のみならず非常時/緊急時にも不可欠なライフライン。
- 災害時に効果的に対応するため、①事前準備、②初動、③応急復旧、④本格復旧のフェーズごとの適切な備えと行動が重要。
- 広域災害/局地災害、地震/台風/出水、といった災害のタイプに応じた通信確保の対策が必要。
- 通信確保のため、指定公共機関である電気通信事業者、総務省総合通信局等が自治体向けや避難所向けの通信機器の貸出等の支援を行っている。
- 通信事業者は効果的な避難所支援等のため、「つなぐ×かえるプロジェクト」を推進しており、総務省も協力。
- 今後、衛星コンステレーションの多様化や00000JAPAN(ファイブゼロ・ジャパン)に加え、非常時事業者間ローミングなど、災害時の通信アセットは重層化していく。災害時にマルチレイヤネットワークを一層効果的に用いていくことが期待される。

- 令和6年（2024年）1月1日16時10分にマグニチュード7.6、深さ16kmの地震が発生した。
- 能登半島北部では、携帯電話サービスにおいて、発災前と比較して最大約7割のエリアで支障が発生。

NTTドコモ

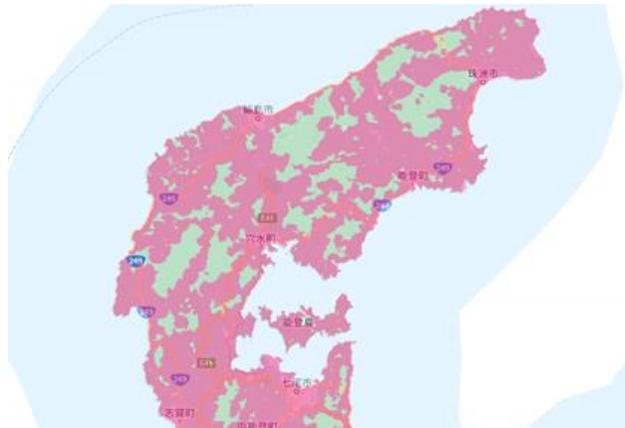
障エリア支
最大時



(1/4 09:00 時点)



障エリア支
(直近)



(3/21に離島を除いたエリア、6/27に全域においてエリア支障解消)



※濃い緑色/灰色が支障のあるエリア、薄い緑色はサービス対象外のエリア



地震による被害 (石川県ホームページから)

① 移動型基地局・衛星バックホール回線・移動型電源の投入

- ドコモ・KDDIの協調による船舶型基地局の運用
- 通信各社による衛星バックホール回線の運用
- ソフトバンクによるドローン基地局の運用
- 通信各社が最大約100台の車載・可搬型基地局を運用
- 官民合わせて最大約330台の電源車・発電機を用意



船上基地局
(NTTドコモ・KDDI)



可搬型衛星アンテナ
Starlink
(KDDI)



有線給電ドローン
(ソフトバンク)



車載型基地局
(楽天モバイル)

② 通行困難地域への燃料補給や機材等の輸送

- 防衛省・自衛隊に依頼し、輸送艦で燃料・車両基地局等の輸送を実現
- 経産省に依頼し、通信・放送設備に対する燃料の優先供給を実現



海自による復旧車両の輸送

③ 復旧作業のための道路啓開・優先通行

- 国交省等に依頼し、復旧に必要な道路啓開を実現
- 警察庁・県警に依頼し、通信・放送事業者の復旧工事車両の優先通行を実現

④ 総務省災害時テレコム支援チーム(MIC-TEAM)の現地派遣

- のべ約131名(うち総務本省からのべ35名)、事業者のべ約1,055名。
作業者は1日当たり最大約1,650名



総理によるMIC-TEAM等各省リエゾン激励

青森県東方沖を震源とする地震（12月）

NTT東日本のNTT八戸ビルの鉄塔が損傷し、周辺住民の避難、国道45号線が封鎖。国交省や県・市等からなる鉄塔復旧に係る技術支援チーム（東北総通局も参加）に相談しつつ安全性確認等を加速、年内解除及び復旧を実現。



大船渡市の林野火災（2月）

2月下旬からの林野火災により一部基地局が焼損。消防機関等との連携の下、部隊や活動拠点の移動にあわせて車載型基地局等の配備により通信サービスの確保を行うとともに、自治体や消防機関等からの要請に応じ、避難所や災害対応機関等に対し代替通信機器の貸与を実施。



9月3日から大雨（台風15号）（9月）

中部地方の大規模停電（3月）

カムチャツカ半島地震に伴う津波（7月）

台風22号・23号（10月）

10月9日の八丈島と青ヶ島間の中継ケーブルの損傷により、青ヶ島の携帯を含む通信の大部分が停止。総務省と防衛省の省庁間協力により10日に自衛隊機によるNTT東日本及び携帯4社の人員及び機材の輸送を実現、同日中に一部基地局が復旧。翌11日には役場まわりの全ての携帯エリア支障が解消。

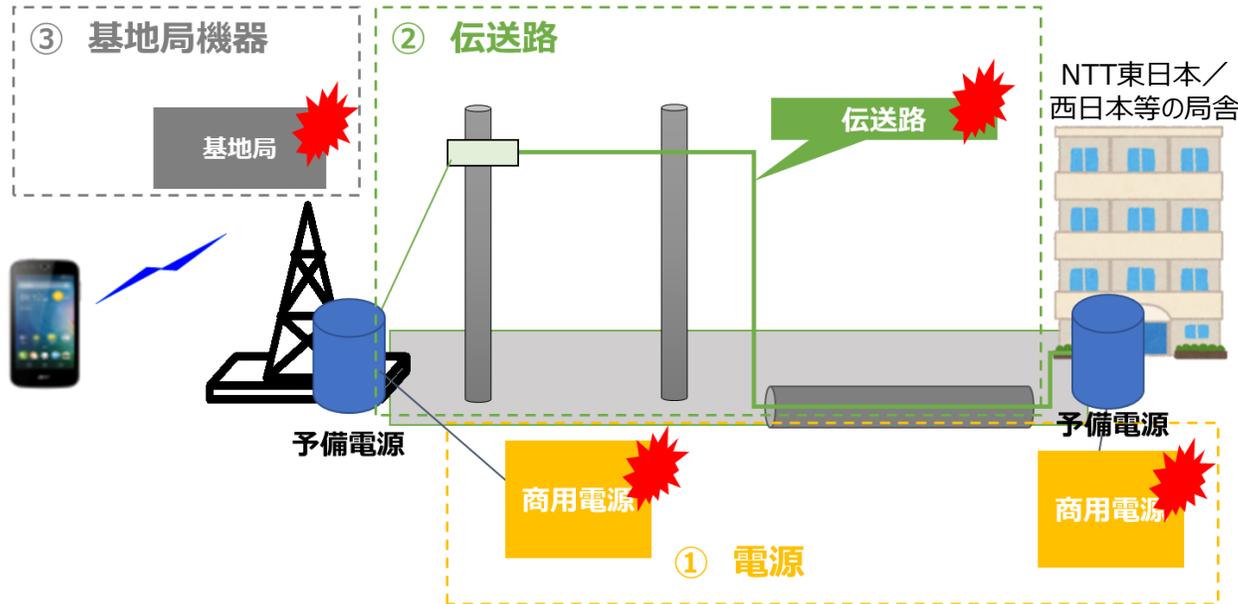


大分市佐賀関の火災（11月）

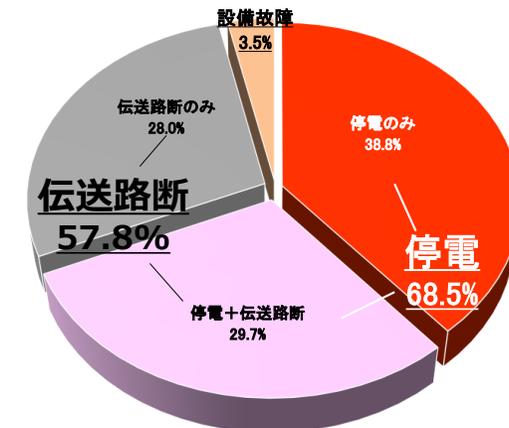
8月6日から大雨（8月）

トカラ列島近海を震源とする地震（6-7月）

- 大規模災害発生時には、通信ネットワークに支障が生じる。携帯電話サービスの支障の主たる要因は、①停電、②伝送路断、③基地局機器等の故障。固定通信サービス（電話・インターネット）においても、通信ビルの停電、中継伝送路やケーブルの損傷によりサービスに障害が発生するおそれがある。



(参考) 能登半島地震時の停波原因



- 支障が生じた通信ネットワークの復旧のため、電気通信事業者は応急復旧機材を被災地に展開。
- 携帯電話業者は、東日本大震災以降、①停電による基地局停波、②災害（津波、土石流、落橋等）により生じた伝送路断、③設備故障により停波した基地局のエリア復旧のための対策を順次強化。



移動電源車



可搬型発電機



衛星エントランス回線



車載型基地局

① 停電対策
② 伝送路断対策
③ エリア復旧対策

対策項目	東日本大震災時 (H23.2時点)	R5.03 時点	R6.03 時点	R7.03 時点
移動電源車	約830 台	295 台	295 台	292 台
可搬型発電機		約4,100 台	約4,200 台	約4,400 台
衛星エントランス回線 <small>※地上の回線が切れた場合に緊急に衛星経由で携帯基地局をつなぐ方法</small>	26 回線	1,077 回線	1,167 回線	1,530 回線
車載型基地局	約90 台	928 台	928 台	930 台
可搬型基地局				

※ 電気通信事業報告規則第7条の4（災害対策の報告）等に基づく全携帯電話事業者の合計値（H23.02時点は3社、R5.03～R7.03時点は4社）

- 広範囲の被害が想定され、かつ、発生確率が高い南海トラフ地震等の大規模災害に備え、応急復旧に必要なとされる機材の早期整備が求められている。
- 市町村役場や災害拠点病院といった防災拠点の通信確保を目的とし、電気通信事業者の取組を支援することにより、必要な台数の応急復旧機材の整備を加速化させる。

補助対象設備



車載型基地局
【設備故障・倒壊対策】



可搬型基地局
【設備故障・倒壊対策】



衛星エントランス回線
【伝送路断対策】

移動電源車 **可搬型発電機**
【停電対策】

令和7年度補正予算 13.0億円(令和6年度補正予算 13.0億円)

自治体庁舎や避難所等の通信確保の支援

- 携帯電話・光ファイバが復旧するまでの間、総務省や携帯電話事業者等の取組により**自治体庁舎や避難所等の通信確保を支援**。

① 衛星インターネットサービス等の自治体庁舎や避難所等への提供

【能登半島地震における取組】

- 衛星インターネット機器(Starlink)の設置により、無料インターネットサービスを提供
- 衛星携帯電話端末等を無償貸与(衛星携帯電話端末、公共安全モバイルシステム端末、トランシーバ)

② 無料Wi-Fi・充電サービス・特設公衆電話や災害用伝言サービスの提供



衛星インターネットサービスのアンテナ・機器の配備



無料Wi-Fi等の提供

<p>災害用伝言ダイヤル (171 モバイル)</p> <p>電話を使って安否確認</p> <p>「171」をダイヤルすれば、ガイダンスに従って操作できます。</p> <p>特徴</p> <ul style="list-style-type: none"> 固定電話や携帯電話、公衆電話から登録・確認できます。 1つの伝言当たり 30 秒まで録音できます。 	<p>災害用伝言板 (モバイルサイト/専用アプリにアクセス)</p> <p>モバイルサイト / 専用アプリで安否確認</p> <p>携帯電話から文字で安否を登録・確認できます。</p> <p>特徴</p> <ul style="list-style-type: none"> 携帯各社のモバイルサイトTOPおよび専用アプリから登録できます。 選択式の「状態」と100文字以内のコメントを登録できます。 MVNOなどの端末からも確認できます。
<p>災害用伝言板 (web171 にアクセス)</p> <p>インターネットで安否確認</p> <p>携帯電話、パソコンから文字で安否を登録・確認できます。 https://www.web171.jp/ から利用できます。</p> <p>特徴</p> <ul style="list-style-type: none"> 選択式の「安否」と100文字以内のコメントを登録できます。 登録したことをメール (10 件) や電話 (1 件) で通知することができます。 MVNOなどの端末からも登録できます。 	<p>災害用伝言サービスの利用方法 / 体験利用</p> <p>【総務省ホームページ】 https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/net_anzen/hijyo/dengon.html</p> 

災害用伝言サービスの提供

- 総務省では、非常災害時における重要通信の確保のため、**移動通信機器約2800台**（衛星携帯電話433台、簡易無線機1065台、衛星インターネット機器100台、公共安全モバイルシステム1000台 等【令和8年1月1日時点】）を**全国11箇所に備蓄**※し、地方公共団体（災害対策本部等）に貸出しを行う体制を整備。
- これにより、被災地において、初動期の被災情報の収集伝達から応急復旧活動の迅速・円滑な遂行までの一連の活動に必要な不可欠な通信確保を補完。



 <p>簡易無線</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・途中で壁など遮るものがなければ、最大4km程度の通話が可能。 ・簡易無線機同士で直接送受信するので輻輳が少ない。
 <p>衛星携帯電話</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・通信衛星を経由して、固定電話、携帯電話、衛星携帯電話との通話が可能。 ・使用するときは衛星方向に障害物のない場所を選ぶ必要がある。
 <p>衛星インターネット機器 (スターリンク)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・通信衛星を経由して、大容量・低遅延のインターネット利用が可能。 ・使用するときは空が開けている場所に機器を設置する必要がある。



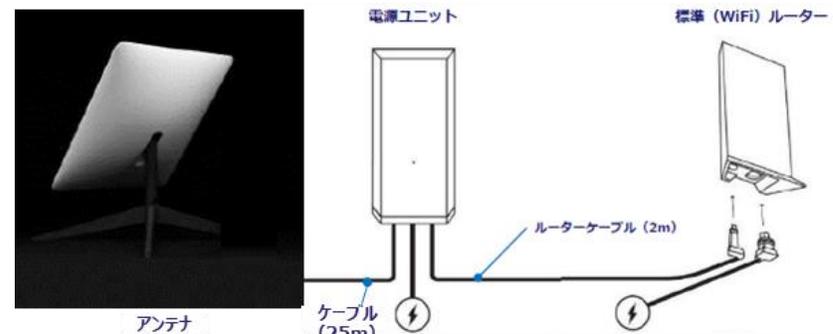
衛星携帯電話 ～携帯電話が通じない場所で通話～



計164台を投入

衛星インターネット

～携帯電話が使えない場所でWi-Fiを多人数で使える～



民間企業で支援中。総務省は屋外対応可能機器を含め100台配備

公共安全モバイルシステム (プロトタイプ) ～2つの携帯事業者を同時待受。普通の携帯よりつながる。 業務用携帯電話として使用可～



- ✓ Android OS
- ✓ デュアルSIM対応端末
- ✓ 緊急通報番号に発信可
- ✓ 堅牢な端末 (京セラ Duraforce EX) あり
- ✓ トランシーバーアプリ搭載

総務省で1,000台配備

発動発電機等

～通信機器の電源供給や充電に活躍～



例：38.4×26.9×30.8cm 17kg



例：49×28×44.5cm 20kg

衛星インターネット2～3日使用目安、ガソリン携行缶、電工ドラムつき

発動発電機22台・バッテリー型電源78台等を整備

- 「令和元年房総半島台風」等を踏まえた「大規模災害時等における社会機能の維持に必要な電力と通信の適切な確保に向けた申合せ」や「大規模災害時等における社会機能の維持に必要な燃料と通信に関する連携推進に向けた申合せ」により、**総務省・通信事業者と、経済産業省・一般送配電事業者、資源エネルギー庁・石油連盟等との連携**を推進。**令和2年台風第10号**や「**令和2年7月豪雨**」では、これらの枠組みに基づく**情報共有等の連携**により、**携帯電話基地局等の優先的な復電等**が実現。
- **倒木処理や土砂除去等による道路啓開等**につき、総務省において、**通信事業者と都道府県等との役割分担を定めた連携協定**の締結等を支援。また、**令和2年台風第10号**においては、新たに、**国土交通省（道路局）・経済産業省・資源エネルギー庁との間で連絡先の事前共有等による連携**を推進。

電力との連携

【目的】

- 政府内の調整枠組み等の確立
- 通信事業者と電気事業者の連携推進

【平時】

- 本省間及び地方局間の連絡体制の構築
- 災害対策本部等における連携の整理
- 連携訓練の実施
- 情報共有（重要通信施設等）

【大規模災害時】

- 災害対策本部等における両省庁リエゾンによる情報共有（停電情報、復電見込み、重要通信施設の切迫度、通信の支障や復旧見込み等）・調整

【その他】

- 定期的な意見交換会等 など

燃料との連携

【目的】

- 政府内の調整枠組み等の確立
- 通信事業者と石油連盟等の連携推進

【平時】

- 本省間及び地方局間の連絡体制の構築
- 災害対策本部等における連携の整理
- 連携訓練の実施
- 情報共有（燃料調達状況等）

【大規模災害時】

- 災害対策本部等における両省庁リエゾンによる情報共有（油槽所等の稼働状況、通信の支障や復旧見込み等）・調整

【その他】

- 定期的な意見交換会等 など

倒木処理等の連携

【目的】

- 早期復旧に向けた樹木・土砂等の障害物や電柱等の通信設備の除去等に関する通信事業者と地方自治体等の連携推進

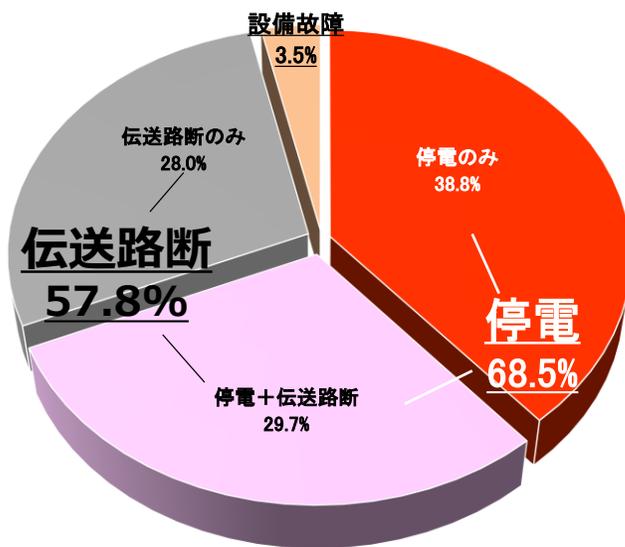
【協定締結等の状況（例）】

- 和歌山県（2019年4月NTT西日本）
- 関西広域連合（2020年3月NTT西日本）
- 九州地方知事会・九州地域戦略会議（2020年3月NTT西日本）
- 東京都（2020年6月NTT東日本）
- 福島市（2020年6月NTT東日本）
- 岐阜県（2020年8月NTT西日本）
- 千葉市（2020年8月NTT東日本）
- 群馬県（2020年10月NTT東日本）
- 沖縄県（2020年12月NTT西日本） など

- 令和元年房総半島台風等を踏まえ、情報通信ネットワーク安全・信頼性基準（告示）に市町村役場等をカバーする基地局等の24時間の停電対策を義務付けるといった具体的な対策を規定。
- 令和6年能登半島地震を踏まえ、情報通信審議会（IPネットワーク設備委員会）において議論、同審議会答申を踏まえ、更なる停電対策の強化のため、令和7年3月に同基準等を改正。

※下線部がR7.3改正事項

＜令和6年能登半島地震における携帯電話基地局停波の原因＞



「情報通信ネットワーク安全・信頼性基準」（告示）

＜停電対策＞

- 都道府県庁、市町村役場、特別区の区役所をカバーする携帯電話基地局等
→ **少なくとも24時間の停電対策（義務）**
- 都道府県庁、離島及び半島の市町村役場をカバーする携帯電話基地局等
→ **少なくとも72時間の停電対策（推奨）**
- 国の機関をカバーする携帯電話基地局等
→ **少なくとも72時間の停電対策（推奨）**
- 災害拠点病院をカバーする携帯電話基地局等
→ **少なくとも24時間の停電対策（推奨）**

加えて、大規模災害に備える観点で、次について義務付け。

- ・応急復旧機材の展開に関する計画の策定
- ・被災した施設の復旧に当たっての優先度を含め、復旧活動の調整方法についての検討

- 災害発生時における停電や伝送路断による携帯電話基地局の停波を回避するため、大容量化した蓄電池や発電機、ソーラーパネル及び衛星を活用し、基地局機能の維持を図り、携帯電話基地局の強靱化対策を推進。

携帯電話基地局の強靱化のイメージ



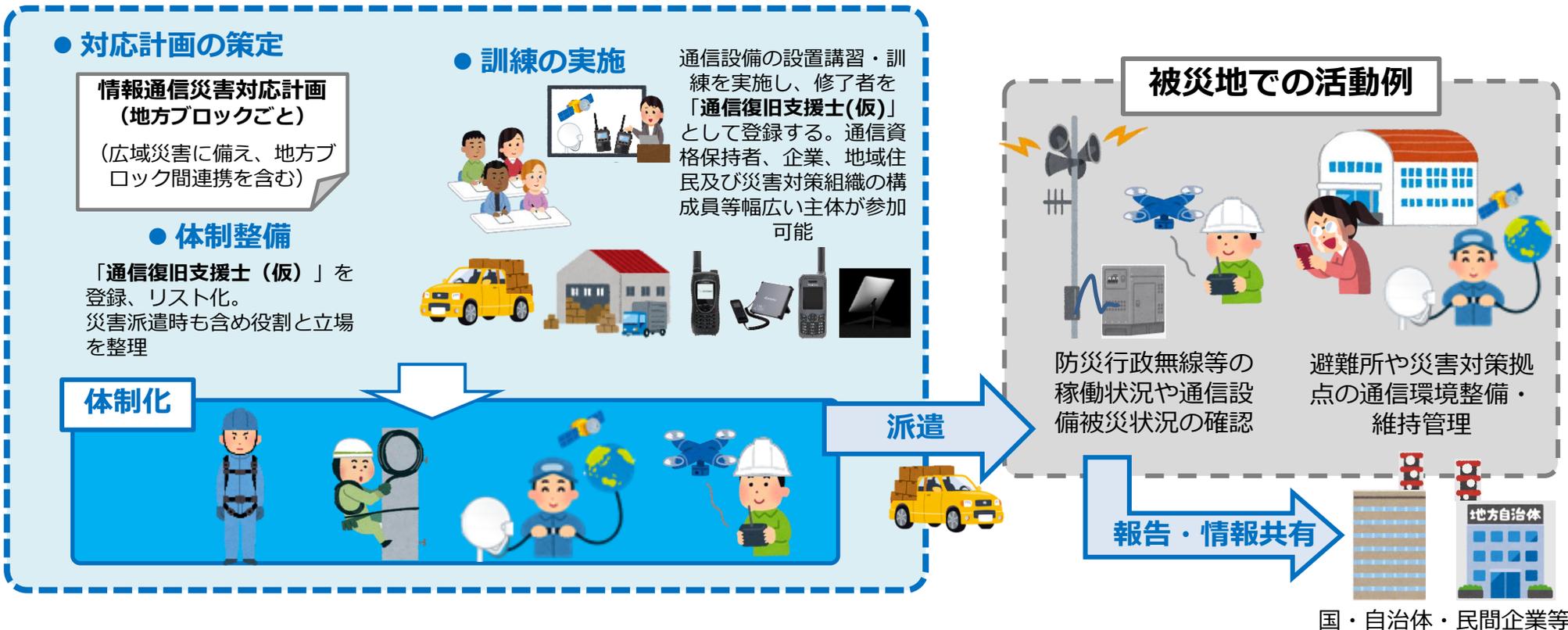
- 停電に備え、大容量化した蓄電池や発電機、ソーラーパネルを設置
- 伝送路断に備え、衛星回線や光ファイバの2ルート化により通信回線を冗長化

(事業主体)	地方自治体、携帯電話事業者等
(事業スキーム)	補助事業
(補助対象)	蓄電池、発電機、ソーラーパネル、衛星回線、光ファイバ等
(補助率)	国:3/4、地方公共団体1/4
(計画年度)	令和7年度～令和16年度

令和8年度予算額(案) 24.0億円 (令和7年度当初予算 24.0億円)

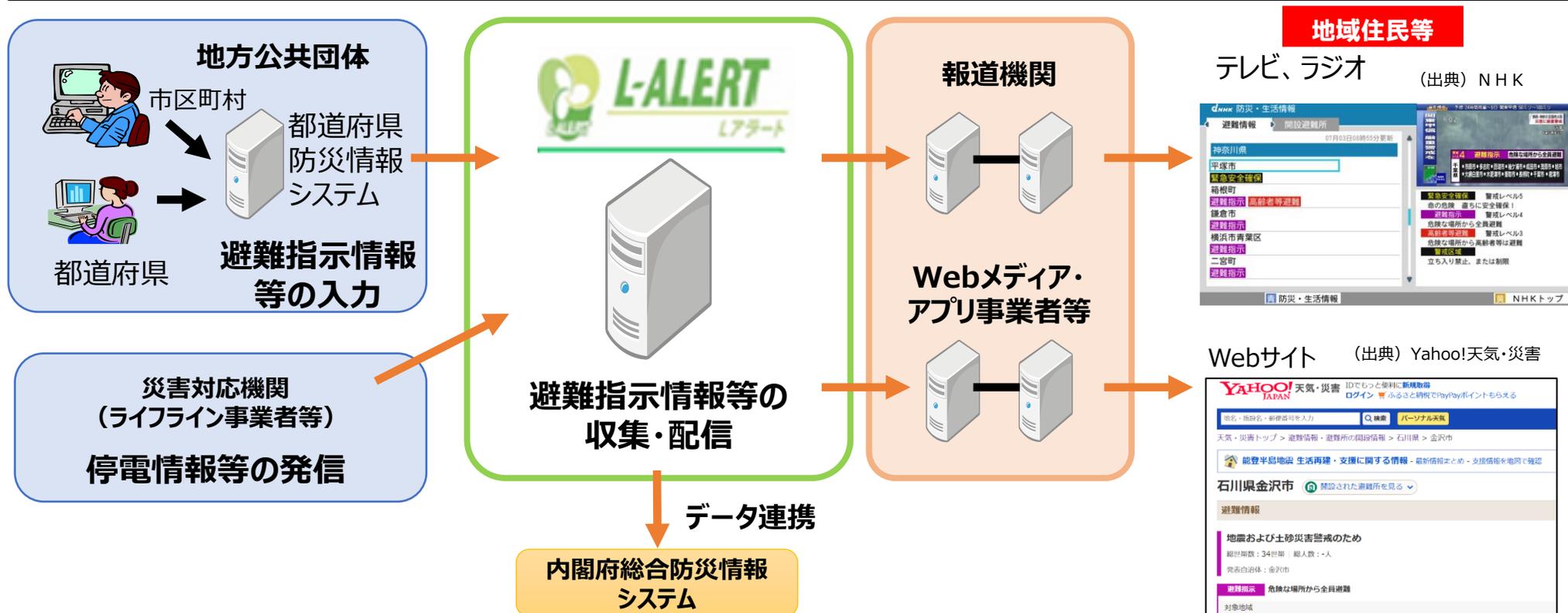
- 能登半島地震では衛星インターネット機器等の新技術により避難所や災害対策拠点の通信環境が確保されたが、据付・設定対応等の運用面で困難があった。また、防災行政無線等の自治体が整備した通信インフラの復旧は、自治体職員も被災するような激甚災害下では対応に課題があった。
- これらの課題に対応すべく、激甚災害時の通信確保と被災状況把握を官民連携で対応する体制(仮称:通信復旧支援チーム)の設立に計画的に取り組む。

複数年で以下の取組を計画的に実施



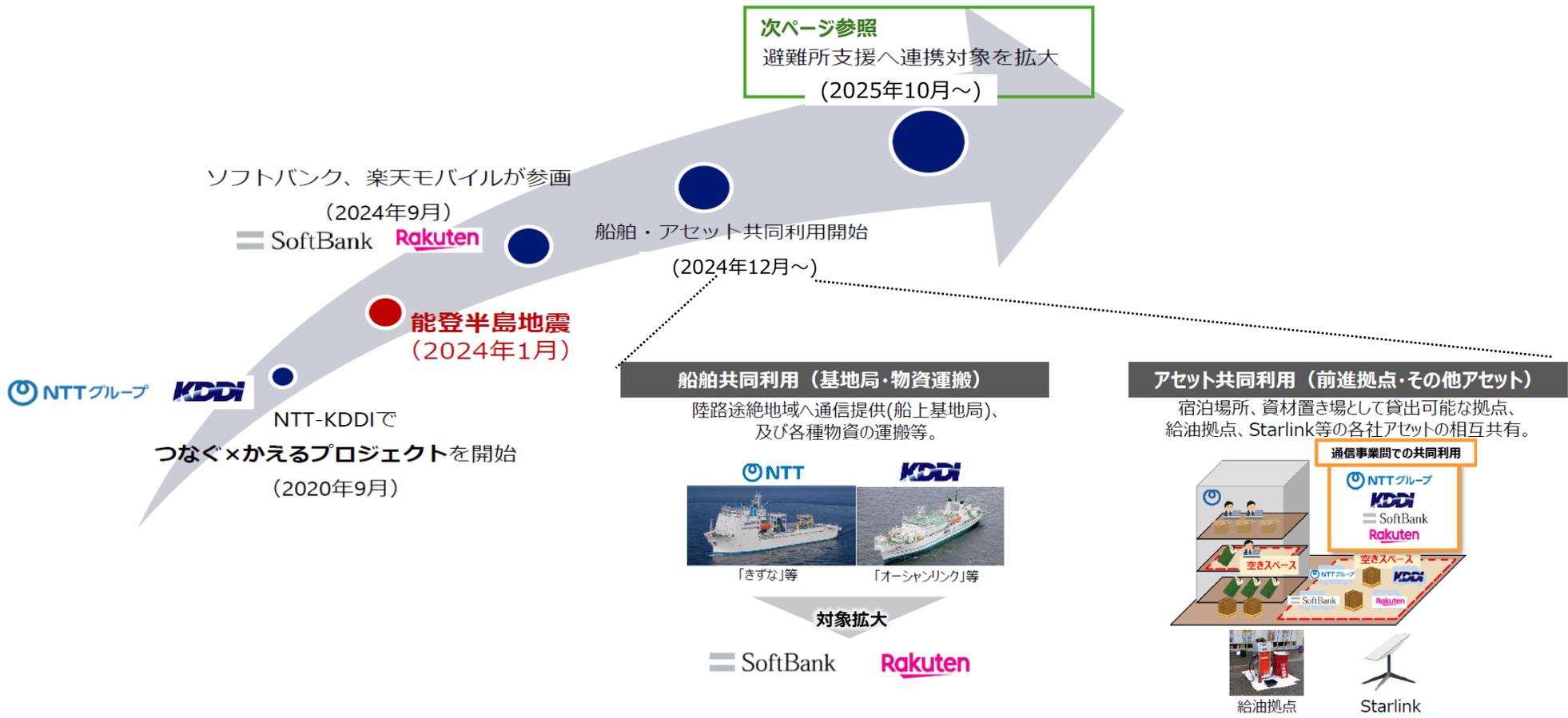
令和8年度予算額(案) 27百万円 (令和7年度予算額 68百万円、令和7年度補正予算額 259百万円)

- ✓ Lアラートは、災害発生時に**複数の自治体が発信する避難指示情報等を集約し、報道機関等のメディアに一斉・瞬時に配信**することで、住民の迅速な避難行動等を促すための基盤システム。
- ✓ 総務省による実証実験等を経て、平成23年から**一般財団法人マルチメディア振興センターが自らの規約に基づき運営**。現在、**全都道府県が情報を発信し、テレビ・ラジオ、Webサイト、アプリ事業者等、900超の団体が伝達に参画**。
- ✓ 令和6年度末より、**内閣府の総合防災情報システムとの連携が開始し、Lアラートが国の災害情報共有施策の一部にもなったことから、Lアラートの安定性・信頼性・継続性等を一層向上させるため、令和8年12月より国が運営主体となる体制へ移行**。



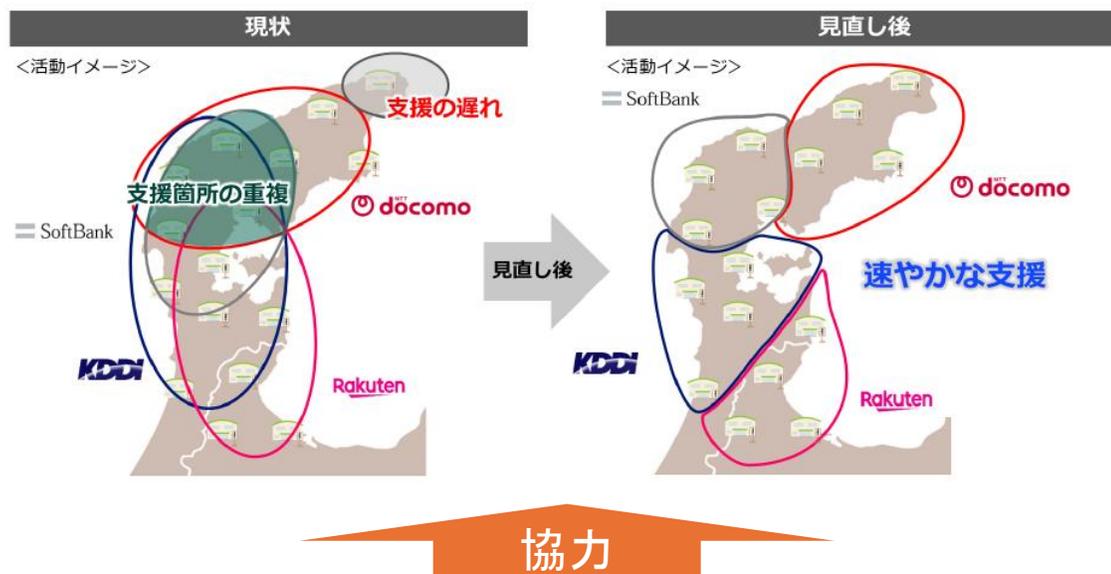
つなぐ×かえるプロジェクトについて

- 能登半島地震後、大規模災害発生時におけるネットワークの早期復旧を目的として、従前からあったNTTグループとKDDIの2者の連携体制を発展し、指定公共機関8社による通信事業者間の新たな協力体制を構築、2024年12月1日から共同で運用を開始。
- これまで、各社が保有するアセット（事業所、宿泊場所、資材置き場、給油拠点等）の共同利用や、NTTグループとKDDIが保有する船舶の船舶基地局としての共同利用について、8社連名により公表。さらに、避難所支援について連携対象を拡大し、運用の詳細について検討中。



- 能登半島地震の経験を踏まえ、指定公共機関である電気通信事業者8社は、「つなぐ×かえるプロジェクト」の一環として大規模災害時の速やかな被災地支援のため「避難所支援における通信事業者間でのエリア分担」を連携して実施する旨、連名で公表。（令和7年10月22日）
- 総務省としても、本件取組に対して必要な協力を実施予定。

【エリア分担のイメージ】



（総務省として必要な協力を実施予定）



- ・災害時に各社の避難所支援情報を取りまとめや他機関による支援情報とあわせて各社へ情報提供を実施（本省）
- ・通信業者による自治体への本件の周知活動への協力（総合通信局）
- ・災害時に、自治体との調整窓口となるほか、必要に応じ事業者のエリア分担の調整に協力（総合通信局）

2025年10月22日

NTT株式会社
NTT東日本株式会社
NTT西日本株式会社
株式会社NTTドコモ
NTTドコモビジネス株式会社
KDDI株式会社
ソフトバンク株式会社
楽天モバイル株式会社

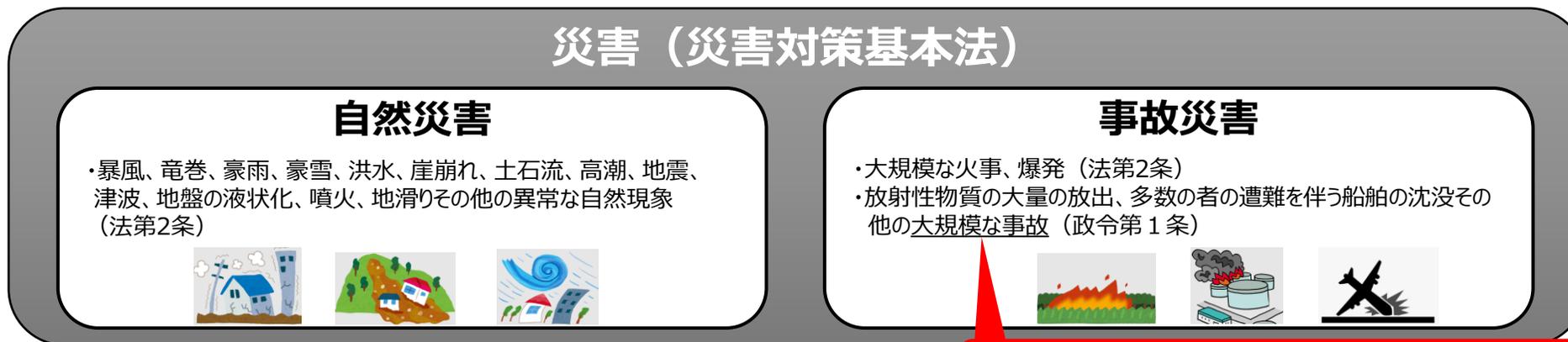
大規模災害発生時における速やかな被災地支援に向けて、
避難所支援における通信事業者間でのエリア分担などの連携
体制を強化

NTTグループ（NTT株式会社、NTT東日本株式会社、NTT西日本株式会社、株式会社NTTドコモ、NTTドコモビジネス株式会社（旧NTTコミュニケーションズ株式会社））、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社および楽天モバイル株式会社の8社は、大規模災害発生時における被災地へのさらなる速やかな支援を目指して、2025年7月に開始した通信事業者間の被災地支援に関する情報連携^{※1}に加え、避難所支援のエリア分担および情報発信の共通化（以下、本体制）を、2025年10月22日に開始します。

本体制は、「つなぐ×かえる」プロジェクト^{※2}の一環として2024年12月1日に共同で運用を開始した、大規模災害の発生時におけるネットワークの早期復旧に向けた通信事業者間の協力体制^{※3}に基づくものです。

※1 <https://group.ntt.jp/newsrelease/2025/07/01/250701a.html>
 ※2 <https://tsunagu-kaeru.jp/>
 ※3 <https://group.ntt.jp/newsrelease/2024/12/18/241218a.html>

- 2025年7月、「社会的影響が特に深刻な大規模インフラ障害への対応の基本的考え方」が取りまとめられ、「大規模インフラ障害」（停電、通信障害、給水停止等）が長期化する場合、災害対策基本法上の「災害」として取り扱われることとなった。
- このため、上記の事態が発生した場合には、基本的な対応方針に則り災害対応を適切に実施する必要。



「大規模インフラ障害」も大規模な事故に該当
(大規模インフラ障害の例：停電、通信障害、給水停止 等)



災害（大規模インフラ障害）が発生した場合の対応

発生した時点

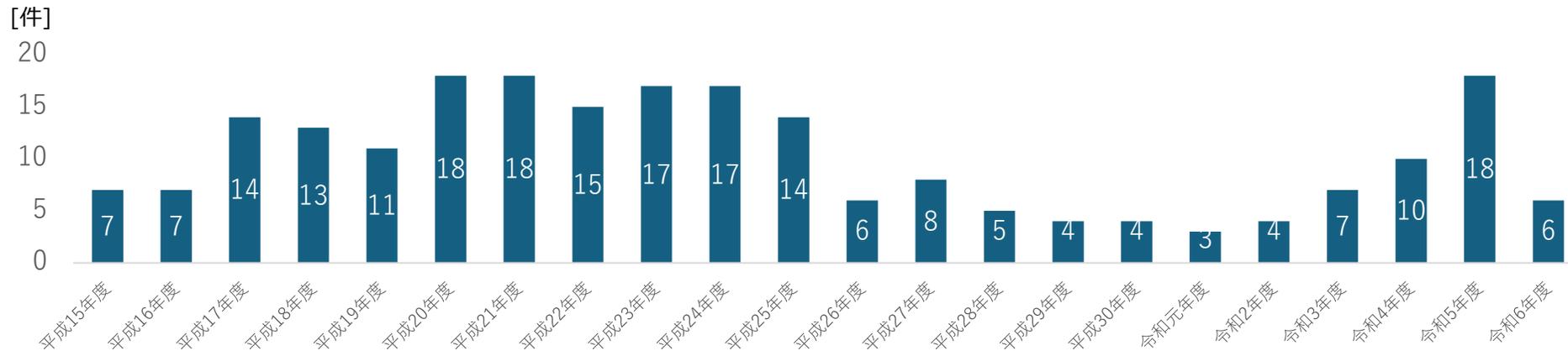
- 初動対応（官邸対策室設置、緊急参集チーム呼集）

長期間継続する場合

- 災害対策基本法の適用 → 特定災害対策本部・非常災害対策本部、特定災害現地対策本部・非常災害現地対策本部の設置 等
- 災害救助法の適用

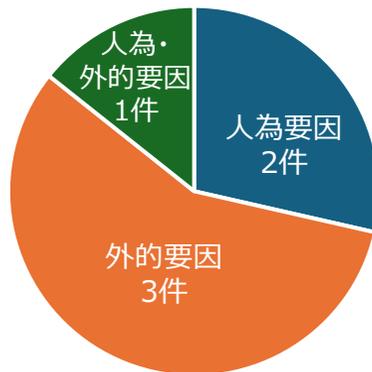
- 令和6年度に、影響利用者数が100万人を超える重大な事故は1件発生した。また、電気通信事業法施行規則第58条第2項に定める事故の発生件数は6件と、前年度の18件から12件減少している。
- 主な事例は、**誤ったコマンド投入（人為要因）**によるもの、**衛星の不具合（外的要因）**によるもの、**ソフトウェアのバグに起因する事故が他の事業者にも影響を与えた（人為・外的要因）**もの等であった。

【電気通信事業法施行規則第58条第2項に定める事故発生件数の推移】



※ 報告件数。なお、電気通信事業法施行規則第58条第2項に定める事故について、平成20年度から、電気通信役務の品質が低下した場合も該当することとなり、さらに、平成27年度から、電気通信サービス一律から電気通信サービスの区分別に該当する基準が定められており、年度ごとの推移は単純には比較できない。

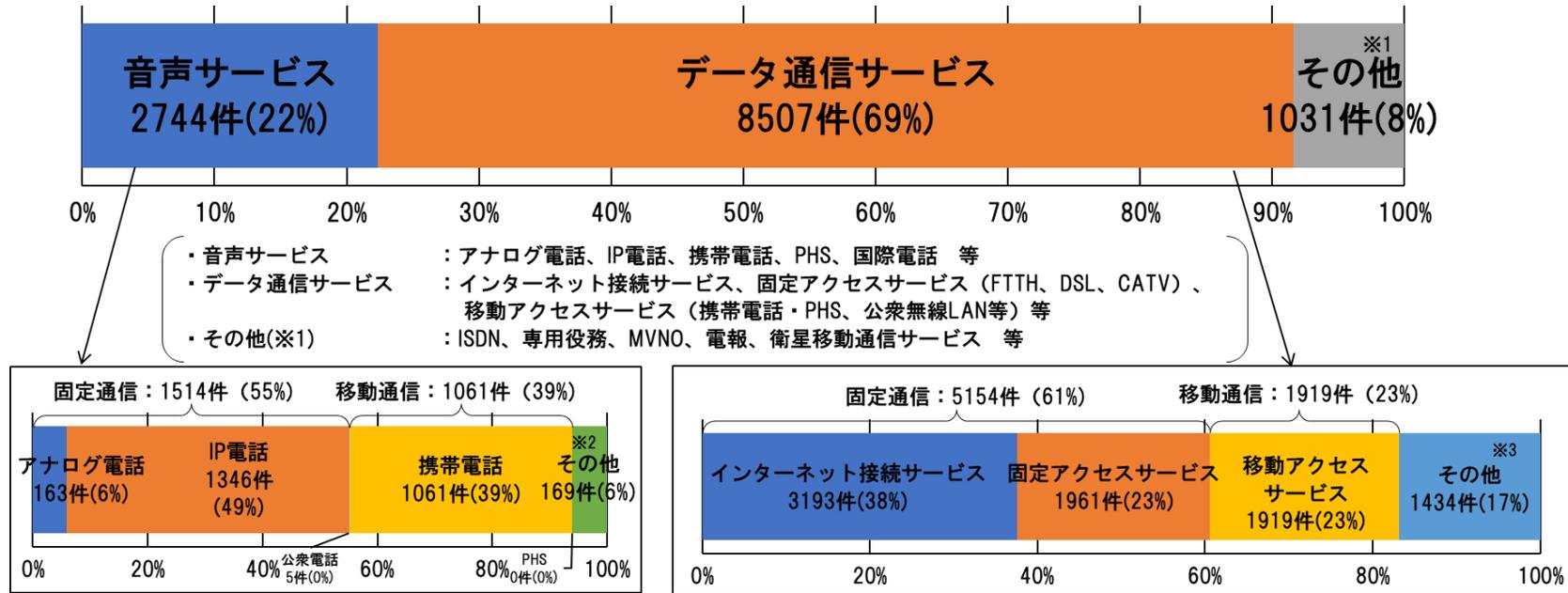
【令和6年度に発生した電気通信事業法施行規則第58条第2項に定める事故の発生原因】



- ・人為要因
工事時の作業ミスや機器の設定誤り等の主に人為的な要因により発生した事故
- ・外的要因
他の電気通信事業者の設備障害等による自己の電気通信役務の提供の停止又は品質の低下、道路工事・車両等によるケーブル切断等の第三者要因、停電、自然災害、火災や送信型対電気通信設備サイバー攻撃を原因とする、主に当該電気通信事業者以外の要因により発生した事故

- データ通信サービスの事故が最も多く、8,507件（69%）、次いで音声サービスの2,744件（22%）となっている。
- データ通信サービスの事故の内訳は、インターネット接続サービスが最も多く3,193件（38%）となっている。
- 音声サービスの内訳は、IP電話が1,346件（49%）、携帯電話が1,061件（39%）となっており、これらで88%を占める一方で、アナログ電話は163件（6%）であり、事故の割合は非常に低くなっている。

※複数サービスへの同時影響あり → 総件数（6,713件）より件数大



・其他(※2): 国際電話、FMCサービス 等

・其他(※3): インターネット関連サービス (電子メールサービス等)、IP-VPNサービス、広域イーサネットサービス、ローカル5Gサービス、LPWAサービス、衛星アクセスサービス 等

- 総務省及び電気通信事業者※の間で、災害時における初動対応や応急復旧対応を定めた「大規模災害時の被災地域における通信サービス確保のための基本的な対応方針」を申し合わせ（平成30年～）。
- 本年2月4日に電気通信事業者と総務省の連絡会を開催し、「つなぐ×かえるプロジェクト」の一環である「電気通信事業者間の連携による避難所支援」に係る総務省と電気通信事業者の役割分担等について、同対応方針を改定。

※本方針における電気通信事業者とは、指定公共機関である電気通信事業者を指す。（次ページ参照）

主な改定（追加）内容

避難所支援（つなぐ×かえるプロジェクト）に係る事業者と総務省の役割明確化 【3. (1)～(4)】

- (1) **電気通信事業者**は、自治体からの要請等を踏まえ、避難所支援（通信サービスや充電サービスの提供等）を可能な範囲で行う。
- (2) **電気通信事業者**は、速やかな避難所支援が必要と判断した場合は、電気通信事業者間で連携して活動状況の共有に努め、分担エリアを設定する等により対応する。
- (3) **総務省（安全・信頼性対策課）**は、(2)の場合に、避難所支援に関して取りまとめた情報を定期的に電気通信事業者に提供する。
- (4) **総務省（総合通信局）**は、自治体と電気通信事業者が災害時に効果的かつ迅速に避難所支援の調整を行うための窓口機能を果たすよう努める。

応急復旧対応における電力系事業者やCATV事業者等との連携明確化 【2. (7)】

- **電気通信事業者**は、他の通信事業者（電力系通信事業者、CATV事業者等）から提供を受けたアクセス回線の支障を起因として通信サービスに障害が発生している場合は、必要に応じて当該他の通信事業者と連携し復旧対応を図る。

平時における自治体等との連携明確化 【4. (4)】

- **総務省**及び**電気通信事業者**は、自治体や国の機関等が開催する防災訓練等に積極的に参加し、災害対応力の向上を図るとともに、通信分野の復旧における必要な対応について、当該自治体等に対して効果的なインプットを行うよう努める。

大規模インフラ障害に係る記載追加 【脚注4】

- （大規模災害の定義）一定期間以上継続することが見込まれ、住民の避難の必要性など深刻な社会的影響が生じ得る大規模インフラ障害を含む。

※このほか、R7.7のNTTグループの商号変更等を反映。

- 防災基本計画は、災害対策基本法に基づき、中央防災会議が作成する計画で、防災業務計画や地域防災計画の基本となるもの。
- 指定行政機関・指定公共機関は防災業務計画を、都道府県・市町村防災会議は地域防災計画を作成。

防災基本計画

各種防災計画の基本

中央防災会議（会長：内閣総理大臣）

※内閣総理大臣をはじめ全閣僚、指定公共機関の代表者、学識経験者により構成



【計画に定める事項】

- 防災に関する総合的かつ長期的な計画
- 防災業務計画及び地域防災計画において重点をおくべき事項
- 上記のほか、防災業務計画及び地域防災計画の作成の基準となるべき事項で、中央防災会議が必要と認めるもの

防災業務計画

指定行政機関：中央省庁

指定公共機関：独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会、通信会社、電力会社、ガス会社、道路会社、鉄道会社など



【計画に定める事項】

- 所掌事務について、防災に関しとるべき措置
- 上記のほか、所掌事務に関し地域防災計画の作成の基準となるべき事項（指定行政機関の防災業務計画）

地域防災計画

都道府県防災会議（会長：知事） 市町村防災会議（会長：市町村長）



【計画に定める事項】

- 指定地方行政機関、都道府県及び市町村、指定公共機関、指定地方公共機関及び区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱（※都道府県の場合）
- 地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画
- 地域に係る上記の措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画

地区防災計画

通信分野の指定公共機関(※)

- ・NTT株式会社
- ・NTT東日本株式会社
- ・NTT西日本株式会社
- ・NTTドコモビジネス株式会社
- ・株式会社NTTドコモ
- ・KDDI株式会社
- ・ソフトバンク株式会社
- ・楽天モバイル株式会社

※ 災害対策基本法第2条第5号に基づき、公共的機関及び公益的事業を営む法人のうち、防災行政上重要な役割を有するものとして内閣総理大臣が指定している機関

- 内閣府防災においても、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震、南海トラフ地震、首都直下地震等の大規模災害の対策報告書（被害シミュレーションと対応に係る論点）をまとめているところ。これら巨大地震は、明日にでも起こる可能性があるところことから、広域的対応への備え、大都市特有の課題への備え等を行っておくことが必要。

< 想定される課題と総務省（総合通信局）における対応例 >

① リエゾン派遣体制の強化

- 複数の災対本部が立った場合の派遣計画、必要人数、派遣手段、装備の検討
- バックアップ体制、応援体制の検討

② 被災都道府県/市町村や地域の通信事業者との連絡強化

③ 応急復旧機材や作業員等リソースの不足

- 自治体等地域として保有、避難所に配備している通信機器の把握
- 緊急通報など不可欠サービスの復旧、防災対応機関のニーズの事前把握・関係者との共有等
- 広域被災の場合の限られた応急復旧機材等の割当

④ 広域の通信サービス断による情報伝達の困難

- 衛星回線等の代替情報伝達手段の確認

⑤ 都市部の渋滞や、半島離島等への到達手段が無いことによるリエゾン派遣、物資輸送の困難

- 各自治体や地方整備局等の道路啓開計画・緊急輸送道路ネットワークの確認
- 防災対策機関に設置された屋内基地局の停電対策の確認。屋内予備電源への接続の推奨（設備の延命）

日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の被害の特徴

- 巨大な津波により膨大な数の死者が発生
【死者数】日本海溝地震：最大約19.9万人、千島海溝地震：最大約10万人
- 建物被害、ライフライン・インフラ被害など、甚大な被害が発生
【全壊棟数】日本海溝地震：最大約22万棟、千島海溝地震：最大約8.4万棟
- 北海道から千葉県までの広域にわたり被害が発生

日本海溝・千島海溝沿いの地域特性

- 積雪寒冷地特有の課題
・吹雪や積雪寒冷により避難に時間を要する
・屋外や寒い屋内での避難は低体温症のリスクが生じる
- 北海道・東北地方の沿岸地の特性
・地理的状況による全国からの応援体制の脆弱性の懸念等

防災対策

基本的方向

目標

- 人命を救う
- 被害を最小化する
- 回復をできるだけ早くする

1. 津波からの人命の確保

- 津波対策の目標は「命を守る」こと。住民等の迅速かつ適切な避難が重要
- 冬季の低体温症のリスク等を踏まえた避難時の防寒対策が必要

2. 各般にわたる甚大な被害への対応

- 死傷者発生や救助等の妨げとなる建物倒壊や火災への事前対策が必要
- あらゆる応急対策の前提となるライフライン・インフラ施設の機能確保が必要

3. 広域にわたる被害への対応

- 積雪寒冷下での応急対応の遅れを考慮した事前の対策や訓練等が必要
- 発災時に行政や企業等が事業を継続し、経済的被害を減じることが重要

4. 対策を推進するための事項

- 国民一人ひとりが主体的に防災行動をとる「災害文化」の醸成が重要
- デジタル技術の活用による迅速な避難や救助等が図られる社会の構築が重要
- 巨大地震への注意を促し、日頃からの地震への備えを再確認させることが重要

具体的に実施すべき主な対策

基本的方向を踏まえ、以下の観点で具体的な防災対策を推進

- ① 積雪寒冷地特有の課題を考慮した対策
- ② 事前防災
- ③ 災害発生時対応とそれへの備え
- ④ 被災地域内外における混乱の防止
- ⑤ 多様な発生態様への対応
- ⑥ 様々な地域的課題への対応

- 積雪寒冷を考慮した津波避難施設、避難路の整備
- 防災教育や防災訓練を通じた住民の避難意識の向上
- 防寒具・暖房器具の装備等による避難時の防寒対策の推進
- 個別避難計画の策定等による要配慮者の避難支援の促進
- 海岸保全施設の耐震化・耐浪化等や集回移転等の推進 等

- 積雪荷重を考慮した建物の耐震化の推進
- 感震ブレーカー等の普及による出火防止対策の推進
- 迅速な消火活動による延焼防止対策の推進

- 電気、通信等のライフライン施設の耐震化、耐浪化、早期復旧
- 橋梁、岸壁等のインフラ施設の耐震化、早期復旧 等

- 積雪寒冷を考慮した広域的な支援体制の構築
- 全国からの応援を迅速に展開するための道路、港湾等の啓開
- 積雪寒冷を考慮した救助、物資運搬等に係る人員・装備・備蓄の確保
- 行政や企業等による事業継続計画（BCP）の策定・充実 等

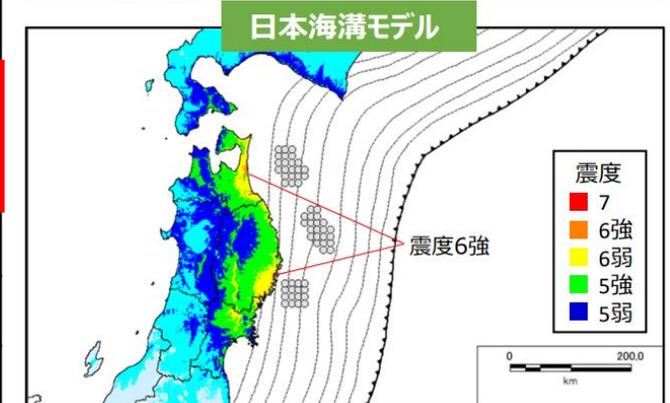
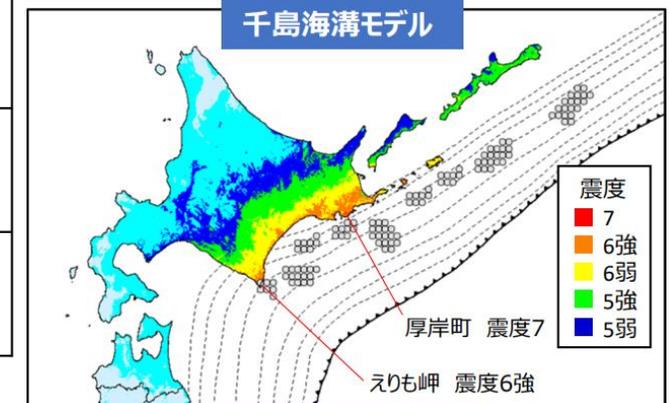
- 自治体研修や住民向け講座等による防災意識の高い地域社会の構築
- 災害情報の収集・共有・分析等に係る情報システムの充実
- 地震・津波に関する情報提供の迅速化と精度向上に向けた技術開発
- 後発地震発生への注意を促す情報発信と地震への備えの再確認の実施 等



＜被害が最大となるケースにおける推計値＞

推計項目 (被害が最大となるケース)	日本海溝地震	千島海溝地震
死者数 (冬・深夜)	約 199,000人	約 100,000人
低体温症要対処者数 (冬・深夜)	約 42,000人	約 22,000人
全壊棟数 (冬・夕方)	約 220,000棟	約 84,000棟
経済的被害額 (冬・夕方)	約 31兆円	約 17兆円

○推計した震度分布

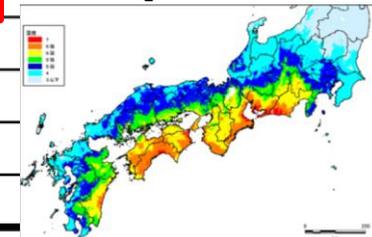


避難者総数	最大約 901,000人	最大約 487,000人
固定電話 (不通回線数)	最大約 162,000回線	最大約 65,000回線
携帯電話 (停波基地局率)	最大約 2%	最大約 1%
電力 (停電件数)	最大約 221,000軒	最大約 84,000軒
上水道 (断水人口)	最大約 497,000人	最大約 302,000人
下水道 (支障人口)	最大約 3,440,000人	最大約 921,000人

- 南海トラフ地震防災対策推進基本計画の策定（平成26年3月）から10年が経過することから、新たな知見に基づいて地盤データや地形データの更新等を行い、想定される震度分布や津波高等を計算するとともに、防災対策の進捗や社会状況の変化、過去の自然災害の経験や得られた教訓を踏まえて、検討を実施し、被害想定等を見直し（令和7年3月）。
- 超広域かつ甚大な被害が発生する中で、リソース不足等の困難な状況が想定され、あらゆる主体が総力をもって災害に臨むことが必要。

40都府県	H26基本計画	R7被害想定
死者数	約21.9万人～ 約33.2万人 (早期避難意識70%) (早期避難意識20%)	約17.7万人～ 約29.8万人 (早期避難意識70%) (早期避難意識20%) ※地震動：陸側、津波ケース①、冬・深夜、風速8m/s
建物倒壊	約9.3万人	約7.3万人
津波	約11.6万人～約22.9万人 (早期避難意識70%) (早期避難意識20%)	約9.4万人～ 約21.5万人 (早期避難意識70%) (早期避難意識20%)
地震火災	約1.0万人	約0.9万人
全壊焼失棟数	約250.4万棟	約235.0万棟 ※地震動：陸側、津波ケース⑤、冬・夕方、風速8m/s
揺れ	約150.0万棟	約127.9万棟
津波	約14.6万棟	約18.8万棟
地震火災	約85.8万棟	約76.7万棟
電力（停電軒数）	最大 約2,710万軒	最大 約2,950万軒
情報通信（不通回線数）	固定電話・インターネット 最大 約930万回線	最大 約1,310万回線
避難者数	最大 約950万人	最大 約1,230万人
食糧不足（3日間）	最大 約3,200万食	最大 約1,990万食
資産等の被害	約169.5兆円	約224.9兆円
経済活動への影響	約44.7兆円	約45.4兆円

携帯電話基地局
の停波率
16%→22%
(1日後)



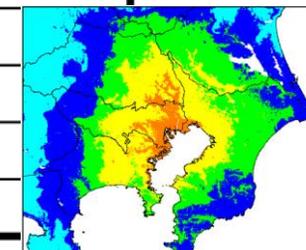
※災害関連死者については、過去災害（東日本大震災の岩手県及び宮城県）及び能登半島地震の実績に基づいて想定した場合、最大約2.6万人～5.2万人と推計（上記死者数には含まれない）
（過去に類を見ない被害規模かつ超広域にわたって被害を生じると考えられる南海トラフ巨大地震では、過去災害でみられたような外部からの応援等が困難になることが考えられ、発災後の状況によっては、被災者が十分な支援等を受けられずに、災害関連死の更なる増加につながるおそれがある。）

※ケース①：「駿河湾～紀伊半島沖」に「大すべり域+超大すべり域」を設定した場合、ケース⑤：「四国沖～九州沖」に「大すべり域+超大すべり域」を設定した場合

- 減災目標を定めた首都直下地震緊急対策推進基本計画の策定（平成27年3月）から10年が経過していることから、想定される最新のハザードを対象に、推計手法の見直しや地盤データの更新、建物の耐震化等の現在の状況等を踏まえて、被害想定等を見直し（令和7年12月）。
- これまでの対策の効果はあるものの、強い揺れや火災が発生することにより、膨大な数の死者や建物被害、全国的な生産・サービス活動への影響等、甚大な被害が発生すると想定。

9都県		H25被害想定	R7被害想定
死者数		最大 約2.3万人 (冬・夕方、風速8m/s)	最大 約1.8万人 (冬・夕方、風速8m/s)
	建物倒壊等	約0.64万人	約0.53万人
	地震火災	最大 約1.6万人 (冬・夕方、風速8m/s)	最大 約1.2万人 (冬・夕方、風速8m/s)
全壊・焼失棟数		最大 約61万棟 (冬・夕方、風速8m/s)	最大 約40万棟 (冬・夕方、風速8m/s)
	揺れ	約18万棟	約11万棟
	地震火災	最大 約41万棟 (冬・夕方、風速8m/s)	最大 約27万棟 (冬・夕方、風速8m/s)
電力 (停電軒数)		最大 約1,200万軒	最大 約1,600万軒 ^{※1}
情報通信 (固定電話・インターネット不通回線数)	メタル回線・光回線	最大 約470万回線	最大 約760万回線 ^{※2}
	メタル回線のみ	最大 約470万回線	最大 約240万回線
上水道 (断水人口) ^{※停電考慮なし}		最大 約1,400万人	最大 約1,300万人 ^{※3}
下水道 (支障人口) ^{※停電考慮なし}		最大 約150万人	最大 約180万人 ^{※3}
避難者数		最大 約720万人	最大 約480万人
避難所の食糧不足 (7日間)		最大 約3,400万食	最大 約1,300万食 ^{※4}
資産等の被害		約47兆円	約45兆円
経済活動への影響		約48兆円	約38兆円

携帯電話基地局の停波率
46%→51%
(1日後)



* 災害関連死者は、過去災害（東日本大震災の岩手県及び宮城県）及び能登半島地震の実績に基づいて想定した場合、最大約1.6万人～4.1万人と推計（上記死者数には含まない。）
(発災後の状況によっては、被災者が十分な支援等を受けられずに、災害関連死の更なる増加につながるおそれがある。)

※1：発電所の供給力は変わらない（約2,700万kW）ものの、電灯軒数が約630万軒（約2割）増加したことや夏季のピーク電力需要が約600万kW（約1割）増加したこと等により、増加。

※2：メタル回線は約520万回線減少したものの、光回線（約1,022万回線）も含めることとしたため、総回線数が約502万回線（約5割）増加したことにより、増加。

※3：上下水道は、上水道の給水人口が約52万人（約1%）、下水道の処理人口が約100万人（約3%）増加したこと等の影響を含む。停電の影響を考慮した場合、上水道（断水人口）は約1,400万人、下水道（支障人口）は約200万人。

※4：在宅避難者向けの要対策検体量（7日間）としては、災害用に「備蓄」として確保していた量を除いた量は約1.7億食となるが、日常生活として消費予定だった食料の活用等も考えられるため、必ずしもこれだけの量が必要になるとは限らない。

- 電気通信事業者は、天災等の非常事態において、災害の予防・救援、交通・通信・電力の供給の確保、秩序の維持のために必要な通信を優先的に取り扱わなければならない。
- 災害時優先通信は、一般通話に対する通信規制により実現されるものであり、当該通信のために留保される回線数は非常に限られていることから、対象機関の指定は真に必要とされるものに限っている。

○電気通信事業法（昭和59年12月25日法律第86号）

（重要通信の確保）

第八条 電気通信事業者は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがあるときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信を優先的に取り扱わなければならない。公共の利益のため緊急に行うことを要するその他の通信であつて総務省令で定めるものについても、同様とする。

- 2 前項の場合において、電気通信事業者は、必要があるときは、総務省令で定める基準に従い、電気通信業務の一部を停止することができる。
- 3 電気通信事業者は、第一項に規定する通信（以下「重要通信」という。）の円滑な実施を他の電気通信事業者と相互に連携を図りつつ確保するため、他の電気通信事業者と電気通信設備を相互に接続する場合には、総務省令で定めるところにより、重要通信の優先的な取扱いについて取り決めることその他の必要な措置を講じなければならない。

○電気通信事業法施行規則（昭和60年4月1日郵政省令第25号）

（業務の停止）

第五十六条 法第八条第二項の総務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 次に掲げる機関であつて総務大臣が別に告示により指定するものが重要通信を行うため他の通信の接続を制限又は停止すること。

- イ 気象機関
- ロ 水防機関
- ハ 消防機関
- ニ 災害救助機関
- ホ 秩序の維持に直接関係がある機関
- ヘ 防衛に直接関係がある機関
- ト 海上の保安に直接関係がある機関
- チ 輸送の確保に直接関係がある機関
- リ 通信役務の提供に直接関係がある機関
- ヌ 電力の供給に直接関係がある機関
- ル 水道の供給に直接関係がある機関
- ヲ ガスの供給に直接関係がある機関
- ワ 選挙管理機関
- カ 新聞社等の機関
- ヨ 金融機関
- タ その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関

二 前号の場合において、停止又は制限される通信は、重要通信を確保するため必要最小限のものでなければならない。

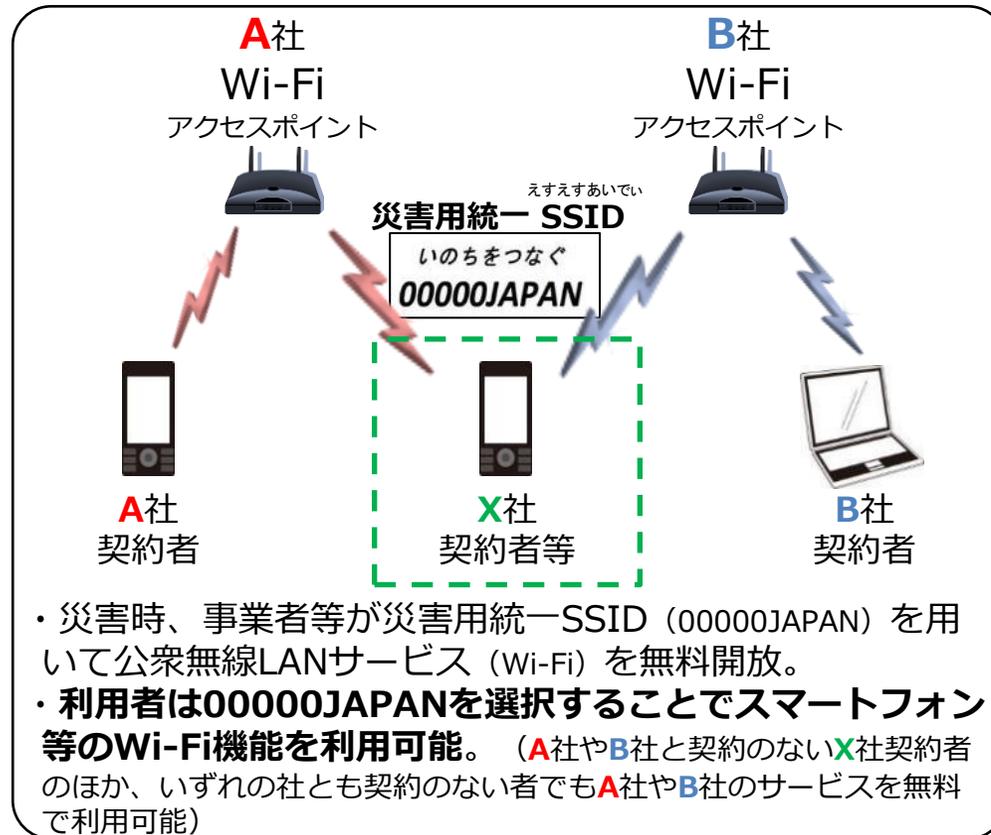
電気通信事業者等による公衆無線LANの無料開放 (災害用統一SSID「00000JAPAN (ファイブゼロ・ジャパン) 」)

- 平時、電気通信事業者等が有料で提供している公衆無線LANサービスを災害時に無料開放する民間の取組。
- 平成28年熊本地震の際に、九州全域で最大約5万5千箇所のアクセスポイントが開放され、令和6年能登半島地震に際しても、石川県、新潟県、富山県、福井県において、同様の取組を実施。
- 利用者は無線LANに接続できるスマートフォンやPC等を持っていれば、利用可能。
- 無線LANビジネス推進連絡会 (Wi-Biz) ^{わいびず} ※1が取りまとめたガイドライン※2に基づき、115団体※3が取組に参加。

※1 電気通信事業者、自治体、関係団体等により組織される無線LANサービスの業界団体。平成25年1月に発足し、令和元年9月に一般社団法人化。

※2 Wi-Bizが平成26年4月に「大規模災害発生時における公衆無線LANの無料開放に関するガイドライン」を策定。

※3 通信キャリア9団体、自治体等84団体、メーカー等22団体の合計。(令和8年1月現在)



00000JAPAN実施時のスマートフォンでの表示イメージ



出典：NHK

- 自然災害や通信障害等の非常時においても、携帯電話利用者が臨時に他の事業者のネットワークを利用する「非常時事業者間ローミング」について、携帯電話事業者は2025年度末頃に導入を予定。

(イメージ) **自然災害や通信障害等の非常時**



基本的な考え方

- 非常時事業者間ローミングは、公衆電話、00000JAPAN、固定電話、衛星携帯電話等、非常時に活用できる様々な通信手段の一つ。
- 救済事業者の設備容量逼迫が起きない範囲で運用する。
最低限維持すべき品質（音声、SMS等の簡単なテキスト送受信に対応できる速度）として、送受信時最大300kbpsを目標とする。

発動条件

- 地震
 - 震度7の場合は発動に向けた事業者間の協議を速やかに開始。
 - 震度6強以下の場合は被害状況を踏まえた協議により判断。
- 地震以外の災害
「関係省庁災害警戒会議」の設置を以て情報連携、被害状況を踏まえた協議により判断。
- 電気通信事故
「重大な事故」の基準を超える障害であって、非常時事業者間ローミングにより状況改善が見込まれる場合に発動に向けた協議を開始。

(総務省HP)

https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/net_anzen/hijyo/roaming.html

(TCA HP)

<https://www.tca.or.jp/information/japan-roaming.html>

～1990年代

2000年代

2010年代

2020年代

14GHz帯・30GHz帯

約40年で通信速度は**数万倍**に向上

2018年
インマルサットFX
通信速度：8Mbps



2022年
Starlink
通信速度：
220Mbps



2022年
JSATMarine
通信速度：50Mbps

2.6GHz帯

ドコモの衛星電話
日本及び近海をカバー

2001年
ワイドスター-Duo
通信速度：
64kbps



2010年
ワイドスター-II
通信速度：
384kbps



2023年 ワイドスター-III
通信速度：1.5Mbps



1.6GHz帯

(可搬型)

1998年
イリジウム
通信速度：
2.4kbps



2010年
インマルサット
IsatPhone
通信速度：
2.4kbps



2013年
スラヤ
通信速度：
60kbps



1982年
インマルサットA型
通信速度：4.8kbps



(据置型)

1998年
インマルサットミニM型
通信速度：64kbps



2008年
インマルサットBGAN型
通信速度：492kbps



2014年
スラヤ IP+
通信速度：444kbps

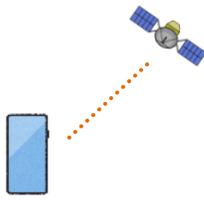
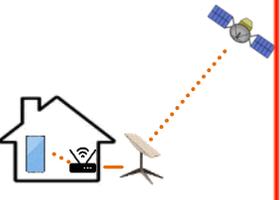
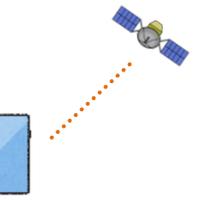


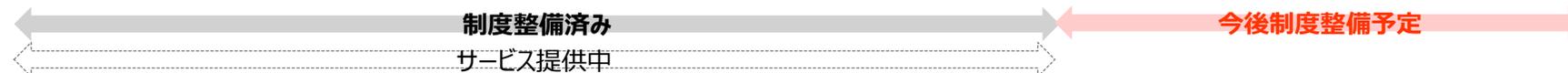
2022年
イリジウムCertus
通信速度：1.4Mbps



- 多数の非静止衛星を一体的に運用する「衛星コンステレーション」の構築・運用が欧米事業者を中心に進展し、高速大容量の衛星通信サービスがグローバルに提供。日本の事業者はこれらの事業者との業務提携し、国内でサービスを展開。
- 衛星コンステレーションの実現によってブロードバンドサービスとしての衛星通信の利用が進み、離島・海上・山間部等における通信手段として活用されているほか、携帯電話基地局のバックホールとしても活用。
- 専用のアンテナ・端末を必要とする従来の利用形態のサービスに加えて、スマートフォンと衛星が直通信を行うサービス（衛星ダイレクト通信）も開始。

Ka帯ブロードバンド通信 700MHz帯衛星ダイレクト通信

	Globalstar - Globalstar -	SpaceX - Starlink -		Eutelsat OneWeb - Eutelsat OneWeb -	Amazon - Project Leo -	AST SpaceMobile - SpaceMobile -
衛星総数	24基	4,408基 [第1世代] (計画) 7,500基 [第2世代] (計画)		648基 [第1世代]	3,232基 (計画)	248基 (計画)
軌道高度	約1,400km	約340km、525km、550km等		約1,200km	約600km	約700km
主なサービス (予定を含む)	<ul style="list-style-type: none"> 衛星携帯電話 IoT 	<ul style="list-style-type: none"> 高速データ通信 携帯基地局のバックホール回線 	<ul style="list-style-type: none"> スマートフォン等との直接通信 	<ul style="list-style-type: none"> 高速データ通信 	<ul style="list-style-type: none"> 高速データ通信 	<ul style="list-style-type: none"> スマートフォン等との直接通信
日本でのサービス開始時期	2017年10月開始	2022年10月開始	2025年4月開始	2024年12月開始	2026年(予定)	2026年(予定)
利用イメージ						
通信速度 (下り公称値)	~256kbps	~220Mbps	-	~195Mbps	~1Gbps	-
備考	緊急メッセージ通信用としてiPhoneで利用	KDDI等と連携	KDDIと連携	ソフトバンクと連携	NTT等と連携	楽天モバイルが出資



- NTTドコモ及びソフトバンク (旧 HAPSEモバイル) が、携帯電話基地局としてのHAPSの利用に向け、無線設備や機体の技術開発、将来の更なる高度化に向けた研究開発等を推進。
- 2026年にサービスを開始※する予定。まずは島嶼部等をスポット的にカバーするサービスや災害時での活用を想定しており、将来的には高速・大容量サービスの全国での提供及び海外展開を予定。
- 総務省においては、HAPSの早期実用化に向けて、令和7年度中に制度整備を予定。

※ NTTドコモとSpace Compassは商用サービスを、ソフトバンクはプレ商用サービスを開始する意向を示している

HAPSの開発事例

	Space Compass (NTTドコモと共同で実証)	ソフトバンク (旧 HAPSEモバイル)
機体名称	Zephyr 8 (英AALTO社製)	SCEYE HAPS (米Sceye社製)
大きさ等	翼長25m、重量75kg未満	全長65m
運用高度	20km程度	20km程度
成層圏での滞空実績	約67日 (2025年2~4月)	約29時間 (2024年8月)
滞空目標	100日以上	数か月から数年程度
外観 (イメージ)		
備考	NTT (50%) とスカパーJSAT (50%) の合併により2022年に設立	2023年10月にソフトバンクがHAPSEモバイル (2017年設立) を吸収合併固定翼型の機体 (Sunlider) についても引き続き開発を実施

サービス展開のイメージ



(参考) Sunlider 外観

(出典) 各社の資料をもとに総務省作成

まとめ（Introductionの再掲）

- 通信は、被災者の方々が被災状況を伝えるため、災害対応機関どうしが必要なやりとりをするため、非常時/緊急時にも不可欠なライフライン。
- 災害時に効果的に対応するため、①事前準備、②初動、③応急復旧、④復旧のフェーズごとの適切な備えと行動が重要。
- 広域災害/局地災害、地震/台風/出水、といった災害のタイプに応じた通信確保の対策が必要。
- 通信確保のため、指定公共機関である電気通信事業者、総務省総合通信局等が自治体向けや避難所向けの通信機器の貸出等の支援を行っている。
- 通信事業者は効果的な避難所支援のため、「つなぐ×かえるプロジェクト」を推進しており、総務省も協力。
- 今後、衛星コンステレーションの多様化や00000JAPAN(ファイブゼロ・ジャパン)に加え、非常時事業者間ローミング、など災害時の通信アセットは重層化していく。災害時にマルチレイヤネットワークを一層効果的に用いていくことが期待される。

【通信サービス利用者の方へ】

- 災害時等に固定電話やスマートフォンなど、お使いの通信サービスがお使いになれない場合、災害時に設置される特設公衆電話、災害用伝言サービス、電気通信事業者や公共機関が避難所等に設置する非常用の通信機器等をご利用ください。
- 災害時の通信サービス活用について、詳しくは以下の総務省ウェブサイトの「災害時に役に立つ！通信確保のための対応ガイド」をご覧ください。 https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/ictseisaku/net_anzen/hijyo/index.html

【地方公共団体ご担当者の方へ】

- 地方公共団体において、広域災害/大規模災害に備え、災害対策本部となる庁舎や避難所における通信手段確保のための機器(衛星インターネット機器、衛星携帯電話等)を日頃から準備いただくことが重要です。災害で通信事業者の通信サービスが一定期間利用できないケースにおいて、より確実・迅速に通信環境を確保できます。(どのような通信機器があるか等、必要に応じ最寄りの総合通信局で相談に応じます。)
- (その上で、)災害時に、庁舎、避難所等における通信手段確保のため、**衛星インターネット機器、衛星携帯電話等が必要となる場合は、最寄りの総合通信局に通信機器の貸出等についてご相談ください。**(貸出可能な機器の概要は本資料のP.9,10参照。機器の数には限りがあり、ご要望に添えない場合があります。)
- 災害時の通信確保の重要性に鑑み、都道府県や市町村の防災訓練の折、「通信の確保・復旧」についても想定やシナリオに加えていただければありがたいです。(シナリオへの加え方等について、必要に応じ最寄りの総合通信局などがご相談に応じ、訓練にも参画いたします。)

【電気通信事業者の方へ】

- 電気通信事業者におかれては、引き続き、災害の規模や種類などに応じ、災害時の通信確保や被災地支援のため、総務省、総合通信局、地方公共団体、国の関係機関との協力・連携をよろしくお願いいたします。